「水辺を活かした観光推進」実証実験委託

質問の回答（受付順）

No.	該当資料・項目	質問	回答	回答日
1	R9仕様書（案）別紙 1(2)、4(2)①④）	**乗船場の管理運営体制** 管理運営業務の業務日時は午前8時から午後8時までとされている一方、4(2)①では「当日の巡回経路、巡回時間を確定すること」とされています。業務時間中、乗船場への常駐が必要でしょうか。それとも、予約がある時間帯にのみ乗船場で待機・対応する（使用予定時間のおおむね20分前から待機する）形でよろしいでしょうか。	乗船場管理運営業務時間中は、予約がある時間帯にのみ乗船場で待機・対応する（使用予定時間のおおむね20分前から待機する）体制で結構です。ただし、予約時間に遅延して利用者が乗船場に来た場合など、臨機応変なご対応はお願いいたします。	11月9日
2	R9仕様書（案）4(1)①、別紙 4(1)	**使用申請の受付場所と予約システム** 別紙4(1)では「区と協議した所定の場所に受付を置き」とされていますが、区が乗船場予約システムを導入する場合も、受託者が受付場所を設置する必要がありますか。予約・申請をウェブ上のみで完結させる運用（受付場所を設置しない）は可能でしょうか。 予約システムを受託者が操作する必要がありますか。受付場所が必要な場合は、想定している場所と、場所・設備を区が用意するかをご教示ください。	使用申請の受付場所について、区が乗船場予約システムを導入する場合も、設置する必要があります。予約・申請をウェブ上のみで完結させる運用を検討中ですが、利用予定者からの問い合わせには対応できるようお願いいたします。 予約システムは、受託者が操作する必要があります。受付場所・設備等は受託者側で用意をお願いいたします。なお「受付場所」とは、申請等の問い合わせ窓口のイメージとしてご理解ください。	11月9日
3	―	**高橋乗船場の利用実績** 業務量の想定と需要調査の前提とするため、高橋乗船場の直近の利用実績（年間の使用回数、時間帯別・曜日別の分布）と、船舶登録をしている事業者数・登録隻数をご教示ください。	高橋乗船場の利用実績について、別紙「R7高橋乗船場の利用実績（質問の回答No.3）」「R8高橋乗船場の利用実績（質問の回答No.3）」をご参照ください。黒く塗られたマス（1マス10分）が利用された時間です。 回答日現在、船舶登録事業者数32事業者、登録隻数64隻です。	11月9日
4	R9仕様書（案）4(2)、実施要領8）	**舟運イベント経費の価格提案書での扱い** 舟運イベントの実施に係る経費（1回あたり260万円の範囲内）は別途契約とされています。令和9年度の価格提案書（様式2-2）には、この経費を含めずに作成するという理解でよろしいでしょうか。	令和9年度の価格提案書（様式2-2）には、舟運イベント実施経費を含めてください。 別途契約を予定していますが、全体の金額を把握するためです。	11月9日
5	R9仕様書（案）4(2)	**舟運イベント「4回」の数え方** 「4回の舟運（動力船）イベント」の「1回」は、1日単位で数えるのでしょうか。たとえば連続する土日にイベントを行った場合は、2回とカウントしますか？	「1回」は、1日単位でカウントしてください。連続する土日にイベントを行った場合は、2回とカウントします。	11月9日
6	R9仕様書（案）4(2)	**舟運イベントの船舶手配と乗船料** イベントで使用する船舶と運航事業者は、受託者が手配する想定でしょうか。また、参加者から乗船料等を徴収してもよろしいでしょうか。徴収する場合、その収入の扱いをご教示ください。	イベントで使用する船舶と運航事業者は、受託者側で手配をお願いいたします。 参加者からの乗船料等の徴収は差し支えありません。収入については、受託者側でお取り扱いください。なお仕様書上の「イベントの実施に係る経費」は、舟運イベントに係る経費総額から乗船料等の収入金額を差し引いた経費とします。	11月9日
7	R8仕様書（案）4(2)②）	**「夜間」の時間帯** イベント企画で求められる「夜間」は、乗船場の開設時間（午後8時まで）の範囲内を指すのでしょうか。	ご認識のとおりです。	11月9日
8	R9仕様書（案）4(3)③）	**需要調査を連携する他イベント** 需要調査を連携して行う「乗船場を使用する他イベント」（2回）について、区で想定しているイベントがあればご教示ください。	現時点で、想定しているイベントはありません。	11月9日
9	R9仕様書（案）4(1)③）	**夜間照明** 受託者が調達する照明器具について、求める仕様（常設・仮設の別）をご教示ください。また、調達費用は委託上限額に含まれるのでしょうか。実証実験終了後の器具の帰属もご教示ください。	照明器具の仕様については、実証実験期間中、常設・仮設どちらでも構いません。 調達費用は委託上限額に含まれます。価格提案書（令和9年度分）の「乗船場管理運営費」に該当します。 実証実験終了後の照明器具は、受託者に帰属します。	11月9日

No.	該当資料・項目	質問	回答	回答日
10	R9仕様書（案）4(5)	**近隣住民向けチラシ** 近隣住民向けチラシは5,000部とされていますが、配布対象とする範囲（世帯数）の想定をご教示ください。部数の増減や、ポスティング以外の配布方法を提案することは可能でしょうか。	常盤、高橋、森下、清澄、白河の範囲での配布を想定しています。丁目などの具体的な範囲は今後検討します。 部数の増減や、ポスティング以外の配布方法を提案することは可能です。	11月9日
11	R9仕様書（案）4(5)	**近隣住民との調整** 乗船場の利用時間拡大について、近隣住民や町会との調整状況をご教示ください。また、苦情の一次窓口は受託者となるのでしょうか。	回答日現在、町会等との調整は行っていません。 苦情の窓口について、実証実験に関する苦情は区、また、R9仕様書(案)(別紙)3(2)に記載のとおり、乗船場の管理運営に関する苦情（乗船客のマナーなど）は受託者です（必要に応じて区で対応する場合もあり）。	11月9日
12	R8仕様書（案）	**令和8年度の業務内容** 令和8年度に購入・調達を想定しているもの（機材、データ等）はありますか。また、令和8年度の成果物（企画書、調査手法の提案書等）として提出を求めるものをご教示ください。	令和8年度に購入・調達を想定しているもの（機材、データ等）はありません。 提出した企画提案書の記載内容と最終的に決定したイベント企画・調査手法等に一部修正が発生する場合は、当該成果物の提出を求める可能性があります。	11月9日
13	R9仕様書（案）10(2)	**保険** 受託者が加入すべき保険（賠償責任保険等）について、種類や補償額の指定はありますか。	指定はありません。	11月9日
14	R9仕様書（案）別紙 4(3)	**利用データの活用** 予約システムの利用データや月ごとの使用実績表を、需要調査の分析に使用してよろしいでしょうか。	予約システムの利用データや月ごとの使用実績表を、需要調査の分析に使用しても構いません。	11月9日
15	R9仕様書（案）8	**調査報告書の仕様** 調査報告書は電子データのみの納品でよろしいでしょうか。様式や分量の指定はありますか。	ご認識のとおりです。 様式や分量は任意ですが、提案していただく調査・分析内容により、調整させていただく可能性はあります。	11月9日
16	実施要領8、様式3	**再委託** 業務の一部（乗船場の開錠・施錠・清掃、イベントの船舶運航等）を協力会社に再委託することは可能でしょうか。範囲や条件があればご教示ください。	列挙された業務の一部（乗船場の開錠・施錠・清掃、イベントの船舶運航等）を協力会社に再委託することは可能です。ただし、業務の全部を再委託することはできません。	11月9日
17	実施要領9(1)	**企画提案書のページ数** 企画提案書の「20ページ以内」に、表紙と目次は含まれるのでしょうか。	表紙と目次は、ページ数に含めなくて結構です。	11月9日
18	評価基準	**価格点の算定方法** 価格点（15点）の算定方法（計算式）をご教示ください。	価格点の算定方法は、お答えできません。	11月9日
19	R9仕様書（案）4(2)	**イベントの実施時期** 4回の舟運イベントの実施時期や曜日について、指定や希望はありますか。	指定や希望はありません。 ご提案の内容となります。	11月9日
20	実施要領9(1)	**企画提案書の文字の大きさ・書体** 実施要領9(1)では、用紙の大きさ、印刷方法、ページ数が示されていますが、文字の大きさ（ポイント数）や書体（フォントの種類）に指定はありますか。指定がない場合は任意と考えてよろしいでしょうか。	文字の大きさ（ポイント数）や書体（フォントの種類）に指定はありません。	11月12日
21	実施要領8(3)、9(1)	**企画提案書の20ページに含む書類** 企画提案書は「20ページ以内」とされています。参加表明書（様式1）、価格提案書（様式2-1、2-2）、本業務の実施体制（様式3）および会社概要書は、この20ページに含めず、企画提案書とは別に提出するという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。	11月12日

No.	該当資料・項目	質問	回答	回答日
22	R9仕様書（案）別紙4(1)	**予約システムの受付フローと操作方法** 先の回答で、受付場所は受託者が用意し、予約システムは受託者が操作するとのことでした。予約システムでの受付の流れ（利用者の申請から予約確定まで）と、受託者が行う操作の内容をご教示ください。また、受託者が区等からシステムの操作説明を受ける機会はありますか。予約が入った際に、受託者へメール等で通知される仕組みはありますか。	予約システムでの受付の流れは、以下を想定しています。 １．予約システムの利用設定 利用者の予約システム登録後、利用者側で対象施設（高橋乗船場）を利用できるよう設定します。 利用者に対する予約システムの利用登録は別途案内予定です。 ２．予約申請 利用者が予約システムからオンラインで申請します。 ３．申請内容の通知 申請が行われると、受託者および区に通知メールが届きます。 ４．申請内容の確認・承認(受託者が行う操作) 受託者が予約システム上で申請内容を確認し、承認処理を行います。 システムの操作説明を受ける機会は設けます。	11月12日
23	ー	**高橋乗船場周辺エリア（公道・ベンチ等）の一時利用について** 舟運イベント開催時において、高橋乗船場付近の公道（既存ベンチ設置場所等を一時的に活用することは可能でしょうか。	使用許可申請等で当該施設管理者から許可を受けた場所であれば、活用は可能です。	11月12日
24	ー	**荒天時・運休時のキャンセルポリシー・運用について** 荒天や河川増水等により舟運イベントを中止・延期した場合の「1回」のカウント方法および発生したキャンセル料（船舶手配料等）の負担主体はどうなりますでしょうか。	荒天や河川増水等により舟運イベントを中止・延期した場合は、区と協議の上「1回」とカウントするかどうか決定させていただきます。なお、イベント中止・延期に係るキャンセル費用等は、受託者の請求により区が負担いたします。	11月12日

江東区文化観光課